

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分が変更箇所）

改正案

現行

（混信防止機能）

（混信防止機能）

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一～四 （略）

一～四 （略）

五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

五 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

イ・ロ （略）

イ・ロ （略）

六～十一 （略）

六～十一 （略）

十二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局については、次に掲げる機能

イ 空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であり、かつ、電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ イの場合以外の場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

十二 （略）

十三 （略）

（副次的に発する電波等の限度）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

2 ～ 18 (略)

19 三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下若しくは四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

(表 略)

注 (略)

20 ～ 27 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、**空中線系**、電源設備、制御装置その他総務大臣が別に告示する装置については、この限りでない。

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

2 ～ 18 (略)

19 **一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるものの受信設備又は三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下若しくは四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。**

(表 略)

注 (略)

20 ～ 27 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、制御装置その他総務大臣が別に告示する装置については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。
ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線
にワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低
下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を
備え付けていること。

ニ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二〇
kHz離れた周波数の（±）八kHzの帯域内に輻射される電力が「マイク
ロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信
空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で「マイク
ロワット以下。」

三〇十（略）

十一 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二
四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ（略）

ハ 送信空中線は、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただ
し、等価等方輻射電力が絶対利得二四デシベルの空中線に〇・〇二
ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分
を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。

ハ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を
備え付けていること。

ホ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二〇
kHz離れた周波数の（±）八kHzの帯域内に輻射される電力が「次のと
おりであること。」

(1) 空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下で
ある無線設備にあつては、等価等方輻射電力で「マイクロワット以
下」

(2) (1)以外の無線設備にあつては、「マイクロワット以下」

三〇十（略）

十一 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二
四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ（略）

ハ 送信空中線は、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただ
し、等価等方輻射電力が絶対利得二四デシベルの空中線に〇・〇一
ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分
を空中線の利得で補うことができるものとする。

二 (略)

十二・十三 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の改正前に行われた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第四十九条の十四に規定する無線局の無線設備(一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備に限る。)については、この省令による改正後の設備規則第九条の四、第二十四条及び第四十九条の十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

二 (略)

十二・十三 (略)